|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※ |  | 国の機関、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「許可」を「承認」とすること。 |
| 注 | 1 | 「氏名又は名称」　法人にあっては、（株）、（独）等の略号ではなく、株式会社、独立行政法人等と記載すること。 |
|  | 2 | 「住所」　都道府県名から記載し、丁目、番地、号まで記載すること。 |
|  | 3 | 「法人にあっては、その代表者の氏名」　国立機関若しくは地方公共団体関連機関の場合、法令等において、それぞれの長から権限の委任が規定されている場合、当該委任を受けた者を代表者として記載することができる。 |
|  | 4 | 「使用の目的」　直接的、かつ、簡潔に記載すること。  使用の目的が複数ある場合には、整理番号を付すこと。その際、使用の目的と使用の方法が対応するよう同一の番号を付すこと。 |
|  | 5 | 「使用の方法」　使用する部屋、設備・機器、核燃料物質の種類（化学形、性状（物理的形態））及び数量、使用の方法、使用上の注意事項等を記載すること。また、使用の方法が複雑な場合などは、必要に応じて、工程図等を用いること。使用の方法が複数ある場合には、整理番号を付すこと。 |
|  | 6 | 「核燃料物質の種類」　劣化ウラン、天然ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233、トリウム又は使用済燃料（原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質）を記載すること。なお、濃縮ウランについては、濃縮度別に記載すること。また、従来使用していた核燃料物質を今後使用しないため、保管廃棄する場合については、注6を付した欄に規定する「核燃料物質の種類」を「放射性廃棄物の種類」と変更した上で、（　）書きで従来の核燃料物質の種類を記載すること。 |
|  | 7 | 「化合物の名称」　酸化物（例：二酸化ウラン）、ふっ化物（例：六ふっ化ウラン）、水酸化物、使用済燃料等を記載すること。ただし、3.7TBq以上の使用済燃料については、放射能量（Bq）を記載すること。 |
|  | 8 | 「主な化学形等」　化合物の名称にて記載した各化合物の化学式を記入すること。（UO2，U3O8等）なお、化合形態を変更する使用方法を伴う場合は代表的な化学式を記載すること。 |
|  | 9 | 「性状（物理的形態）」　固体、液体等を記載すること。なお、使用において、核燃料物質の性状が変化する可能性がある場合には、その旨を記載すること。 |
|  | 10 | 「使用施設の場所」「貯蔵施設の場所」「廃棄施設の場所」　使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の名称（建屋名、部屋名）等、工場又は事業所内における具体的な位置及び場所が正確に分かるよう記載すること。また、管理区域及び周辺監視区域の設定の考え方及びそれらを示した図面を添付する旨を記載した上で、当該図面を添付すること。 |
|  | 11 | 「核燃料物質の種類」　「3．核燃料物質の種類」に記載した種類ごとに記載すること。なお、濃縮ウランについては、ウラン235の量も記載すること。核燃料物質の種類ごとに、密封・非密封を別に記載すること。また、化合物については、ウラン、トリウム及びプルトニウム重量を記載すること。また、従来使用していた核燃料物質を今後使用しないため、保管廃棄する場合については、注11を付した欄に規定する「核燃料物質の種類」を「放射性廃棄物の種類」と変更した上で、（　）書きで従来の核燃料物質の種類を記載すること。 |
|  | 12 | 「予定使用期間」　“自：許可日”とし、至は、原則として、現時点で使用を予定している期間の年度末までとし、終期を設定していない場合は、｢廃止措置を終了するまでの期間｣と記載すること。ただし、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、記載を不要とする。 |
|  | 13 | 「最大存在量」　工場若しくは事業所又は施設に存在する核燃料物質の最大の（予定）量をいう。また、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合であって、核燃料物質で廃棄しようとするものがある場合は、その量について記載すること。 |
|  | 14 | 「延べ取扱量」　任意の１年間において予定される核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄等、それぞれの取扱合計量のうち、いずれか最大の量をいう。ただし、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、記載を不要とする。 |
|  | 15 | 「施設ごと」　事業所内に複数の使用施設等がある場合、施設ごとについても記載すること。なお、施設ごとについては、3月間使用量及び1日最大使用量も記載すること。また、放射性廃棄物の保管廃棄を行う場合は、注11及び注13の例により記載すること。ただし、この場合において、予定使用期間、延べ取扱量、3月間使用量及び1日最大使用量については、記載を不要とする。 |
|  | 16 | 「使用済燃料の処分の方法」　使用済燃料の売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又は廃棄の方法を記載すること。また、使用済燃料の保管廃棄を行う場合もその旨を記載すること。 |
|  | 17 | 「位置」  ①使用施設が設置される工場又は事業所周辺を含めた地理的状況、地震その他の自然環境（地崩れ、河川や津波による浸水、液状化、竜巻等のおそれの有無及びその理由）を記載し、大きな事故の誘因となる事象が起こるとは考えられないこと、又は万一事故が発生した場合において、災害を拡大するような事象も少ないことを証明すること。代表的な場所における標高（海抜）も記載すること。その際以下のことも考慮すること。また、工場又は事業所周辺の図面を添付すること。  1）　使用施設等の周辺の地形、危険物取扱施設（ガソリンスタンド、ガス貯蔵タンク等）の存在の有無等  2）　工場又は事業所が入居している建物に他事業所等が存在する場合においては、その旨  ②使用施設内の各室（部屋）の名称、間取り等を記載すること。また、工場又は事業所内における使用施設の位置、当該施設内の各室（部屋）の位置を示した図面を添付すること。なお、図面には、縮尺及び方位、各室（部屋）の間取り、管理区域及び周辺監視区域を示すこと。 |
|  | 18 | 「主要構造部等」　建築物又は居室に類似するものについては建築物又は居室の欄に記載すること。 |
|  | 19 | 「施設の構造」　建物、部屋の構造・仕様（建築年、耐震性及び耐火性）を記載すること。 |
|  | 20 | 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」　非密封の核燃料物質を使用する場合のフード及びグローブボックス等での閉じ込め機能の方法並びに作業室内の空気中の放射性物質の濃度の評価結果を記載すること。遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。また、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）」に定める放射性物質の濃度限度を満たしていることの評価結果及び被ばく管理についても記載すること。 |
|  | 21 | 「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」　注20の例により記載すること。 |
|  | 22 | 「仕上材の目地等の状況」　仕上材の目地等の隙間の有無及びその処理の状況を記載すること。 |
|  | 23 | 「表面材料等」　汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。 |
|  | 24 | 「設備の名称」　核燃料物質を取り扱う設備（実験装置等）、並びに災害防止のために必要な火災報知設備、消火設備、シャッター、非常用設備及び警報設備等を記載すること。また、核燃料物質を取り扱う設備については、設備ごとに核燃料物質の種類、化合物、性状及び取扱量を記載すること。なお、設備をユニットに分け管理する場合には、ユニットごとの取扱量を記載すること。 |
|  | 25 | 「仕様」　各設備の仕様については、災害防止のための仕様を記載する。例としては、閉じ込め機能、放射線遮蔽や放射性物質の濃度低減に関わる性能を示す際に必要な仕様や、使用時及び災害時（火災、地震、停電等）に安全上要求される性能（発生及び拡大の防止）について、使用条件等や放射線遮蔽対策を記載すること。 |
|  | 26 | 「場所」　人が通常出入りする使用施設の出入口との関連について記載すること。 |
|  | 27 | 「仕上材の目地等の状況」　注22の例により記載すること。 |
|  | 28 | 「表面材料」　注23の例により記載すること。 |
|  | 29 | 「位置」　注17の例により記載すること。 |
|  | 30 | 「貯蔵施設の構造」　建物、部屋の構造・仕様（建築年、耐震性及び耐火性）を記載すること。開口部（給排気口を含む。）の状況についても記載すること。閉じ込め、放射線遮蔽等の災害防止のために必要な貯蔵設備、非常用設備及び警報設備等を記載すること。また、災害の防止上必要な性能、貯蔵方法等を記載すること。 |
|  | 31 | 「貯蔵箱等の設置位置、個数、構造及び材料」　貯蔵箱等の設置位置については、貯蔵箱等が設置されている室の名称等を記載すること。 |
|  | 32 | 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」　注20の例により記載すること。 |
|  | 33 | 「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」　注21の例により記載すること。 |
|  | 34 | 「貯蔵容器」　種類ごとに記載すること。 |
|  | 35 | 「貯蔵能力」　核燃料物質の種類ごと、かつ、貯蔵場所（貯蔵室、貯蔵箱等）ごとに記載すること。 |
|  | 36 | 「位置」　注17の例により記載すること。 |
|  | 37 | 「施設内の常時立ち入る場所に対する閉じ込め及び遮蔽」　注20の例により記載すること。 |
|  | 38 | 「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」　注21の例により記載すること。 |
|  | 39 | 「排風機」　種類ごとに記載すること。 |
|  | 40 | 「性能」　排気能力（m３／分 等）を記載すること。 |
|  | 41 | 「排気浄化装置」　種類ごとに記載すること。 |
|  | 42 | 「構造」　気密性について記載すること。 |
|  | 43 | 「汚染空気の広がりの防止装置」　ダンパーの有無等を記載すること。 |
|  | 44 | 「焼却炉を設置した室等に対する換気能力」　１時間当たりの換気回数を各室ごとに記載すること。 |
|  | 45 | 「排水浄化槽」　種類ごとに記載すること。 |
|  | 46 | 「構造及び材料」　水密性及び耐食性、排液の採取又は排液の濃度測定の可否、蓋又は開口部の周囲の柵等について記載すること。 |
|  | 47 | 「排液処理装置」　種類ごとに記載すること。 |
|  | 48 | 「仕上材の目地等の状況」　注22の例により記載すること。 |
|  | 49 | 「表面材料等」　注23の例により記載すること。 |
|  | 50 | 「場所」　人が通常出入りする廃棄施設の出入口との関連について記載すること。 |
|  | 51 | 「仕上材の目地等の状況」　注22の例により記載すること。 |
|  | 52 | 「表面材料等」　注23の例により記載すること。 |
|  | 53 | 「焼却物の種類」　焼却物に含まれる核燃料物質の種類を記載すること。 |
|  | 54 | 「焼却の方法」　焼却温度、蒸し焼きにするか否か等を記載すること。 |
|  | 55 | 「保管廃棄容器」種類ごとに記載すること。 |
|  | 56 | 「構造及び材料」 構造の耐火性についても記載すること。 |
|  | 57 | 「保管廃棄の能力」　放射性廃棄物の種類ごと及び保管廃棄場所ごとに保管廃棄容器の量等の最大保管能力を記載すること。 |
|  | 58 | 「閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」　本文には、施設、設備、対策等の概要とともに、閉じ込め及び遮蔽に係る評価結果、設計・工事の方法の概要を記載し、詳細内容は、「12．添付書類」に記載すること。なお、通常時に考慮すべき事項に関する詳細内容は「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書」に記載し、設計評価事故等への対応は「想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書」に記載すること。施設によって、記載が必要な項目は以下のとおり。  ① 11．（1）～（4）、（22）～（24）の項目　原子炉等規制法施行令（以下「令」という。）第41条該当施設及び令第41条非該当施設  ② 11．（5）の項目　令第41条非該当施設のみ  ③ 11．（6）～（21）、（25）～（28）の項目　令第41条該当施設のみ  なお、令第41条非該当施設は、申請に当たり「11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」のうち、記載の必要がない欄は削除しても構わない。 |
|  | 59 | 「説明」　原子炉等規制法に基づく事業（使用、製錬、加工、原子炉の設置、貯蔵、再処理、廃棄の事業等）をこれまで実施している場合にはその状況を記載するとともに、特に、核燃料物質の取扱いの経験を持つ技術者の人数、経験年数について記載すること。また、組織図、保安教育・訓練の実施方針から、運用及び保安体制を説明し、核燃料物質の使用を適確に遂行するに足りる能力を有していることを説明すること。（その説明において、保安体制に関わる有資格者が必要であるとした場合は、資格の種類及び有資格者の人数を記載すること。この場合において「有資格者」とは、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、技術士等の国家資格等の取得者をいう。） |
|  | 60 | 「保安教育・訓練」　業務に従事する者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持向上させるための教育・訓練を行う方針を示し、核燃料物質の使用を適確に遂行するために十分であることを説明すること。保安教育については、体制、内容、実施時期（年当たりの実施回数、関係法令等改正時、使用前、初期教育、再教育等）を記載し、訓練については、使用前の訓練、区域内の防災訓練等の使用段階に必要な訓練の体制、内容、実施時期について記載すること。 |
| 備考 | | |
|  | 1 | 申請書の作成に当たっては、様式に示した全ての事項が申請書に記載されていれば、様式を用いなくても構わない。 |
|  | 2 | 様式中に記載することが困難な場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を用いても構わない。 |
|  | 3 | 様式の項目のうち、該当しない項目は、「該当なし」と記載する、又は斜線を入れること。 |
|  | 4 | 本様式は、日本産業規格A4版とし、図面が添付される場合は、当該図面をA4版の大きさに折りたたみ添付すること。 |
|  | 5 | 新たに使用の許可を取得する場合には、参考資料として、事業者の所在地、代表者等の確認のための履歴事項全部証明書等を添付するとともに、原子炉等規制法第54条に規定する欠格条項に該当しないことを証明する書類を添付すること。 |